

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公園設置条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町公園設置条例第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条 美郷町公園設置条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町公園設置条例 (使用の許可)</p> <p>第 4 条 特定の催し又は営業行為のため公園の全部又は一部を占有する者は、町長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略 (行為の禁止)</p> <p>第 5 条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、また、善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。 (2) 公園を損傷又はごみその他汚物の投棄等、不衛生な行為をすること。 (3) 樹木の伐採又は植物を採取すること。 (4) 土地の形態を変更すること。 (5) 鳥獣類の捕獲又は殺傷すること。 (6) はり紙、はり札又は広告を表示すること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 危険な行為又は他人の迷惑となる行為をすること。 (9) 使用申請書に記載した使用目的以外に使用すること。 (10) その他公園の使用及び管理運営上支障となる行為をすること。</p> <p>(使用の不許可及び許可の取消し)</p> <p>第 6 条 町長は、前条の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないこと又は使用の許可を取消しすることができる。</p> <p>○美郷町公園設置条例施行規則</p>

	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公園施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項による申請書の提出は、当該行為をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限を短縮することができる。</p> <p>(許可事項の変更申請)</p> <p>第3条 次条の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、直ちに公園施設使用変更許可申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7日</p>
備 考	<p>当該行為をしようとする日の7日前までに申請。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限を短縮可(規則2条2項)</p>
設 定 日	<p>平成27年10月31日</p>